



令和8年6月12日

報道関係者 様

ヤングケアラー支援体制強化事業について

→ 主な概要

守口市では、令和6年に改正された子ども・若者育成支援推進法に基づき、令和8年度の主要施策として、本来大人が担うと想定されている家事や家族の日常生活上の世話を過度に行うことにより、学業や友人関係などに影響が出たり、からだやこころに不調を感じるほど負担になっているこども（ヤングケアラー）とその家庭の支援に取り組みます。ヤングケアラーの支援には、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげることが重要であるため、市内すべての公立小学校（4～6年生）及び中学校（1～3年生）を対象に実態調査を実施します。

→ とき・ところ・内容

1 実態調査

対象者：市内の公立学校に通う小学4年生～中学3年生

時期：[中学生] 令和8年6月、[小学生] 令和8年10月頃

方法：記名式のWEBアンケート（学校から貸与されている学習タブレットを活用）

その他：アンケート回答前にヤングケアラーを理解する動画を視聴

2 実態調査後の支援の実施

調査結果からヤングケアラーと認められる子どもがいた場合、相談支援を実施するとともに、市内の福祉・介護・教育等関係部署や関係機関と連携し、その家庭のニーズに応じた支援を展開します。

3 相談窓口の設置

守口市こども部こども家庭センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、相談窓口を設置しました。電話以外にもLINEやメールによる相談体制を整えています。

4 ヤングケアラーについての講演会

ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点などヤングケアラーについて広く知っていただくことを目的とし、以下のとおり講演会を開催します。

日 時：令和8年7月3日（金）午後2時～午後4時

場 所：守口市立図書館 4階 円形ホール

守口市大日町2丁目14番10号

講 師：立命館大学産業社会学部 教授 斎藤 真緒 氏

対 象：市内在住及び在勤在学の方

【問合せ】

守口市役所こども部こども家庭センター

電話 06-6995-7833 （直通）